

平成 30 年度第 1 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月） 14 時 00 分～ 15 時 10 分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4 階第 2・第 3 会議室
出席委員 石丸裕子委員、稲井栄子委員、加藤豊委員、加納洋一委員、佐藤能博委員、
中島伸広委員、名知清仁委員、夏目交授委員、平岡千昭委員、松浦利実委員、
水野博充委員、山口真由美委員、（あいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、長屋亜美委員
事 務 局 柳生芳憲市民健康部長、土本雄司市民健康部次長兼保険年金課長、
佐久間貴代給付グループリーダー、富田裕司年金国保グループリーダー、
加藤直美収納グループリーダー、日置富佐子総括主査

14 時 00 分開会

柳 生 部 長	本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。市民健康部長の柳生と申します。 本会は本年度、最初の協議会であり、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただいまから、平成 30 年度 第 1 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入ります前に、副市長からあいさつをいただきます。
副 市 長	（挨拶）
柳 生 部 長	本日の協議会は、定数 16 人中、12 人のご出席をいただいておりますので、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 8 条（出席 1／2 以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 本日は、6 月 1 日からの新しい任期の委員による第 1 回の運営協議会ですので、副市長から委嘱状を手渡しいたしますのが本来ですが、時間の都合上お手元に配付してありますのでご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。 では、お席の順に沿って、自己紹介をお願いいたします。 （委員、自己紹介） 本日の会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局職員自己紹介） それでは議題に入らせていただきます前に、会長選出および副会長選出について諮ります。 運営に関する協議会規則第 4 条第 2 項に基づき、会長および副会長は公益を代表する委員の中から選出することになっています。どのように取り計らいましょうか。お諮りいたします。 ご意見がなければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員一同	異議なし
柳生部長	ご異議がないようですから、会長に多治見市議会議長「加納 洋一」様、副会長に多治見市議会副議長「松浦 利実」様にお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
柳生部長	ご異議がないようですので、会長に 加納 洋一 様、副会長に 松浦 利実 様と決定します。加納会長、松浦副会長、よろしくお願いいたします。
	規則第5条により、本協議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、加納様 恐れ入りますが、議長席をお願いします。
加納会長	(議長席へ移動)
柳生部長	ここで、本運営協議会を代表いたしまして、加納会長に多治見市副市長より諮問させていただきます。
副市長	(諮問書を読み上げ会長へ諮問)
加納会長	諮問書をいただきましたので、十分に検討させていただき、答申させていただきます。
柳生部長	副市長におかれましては、他の公務のためこれにて退席されますので、よろしくお願いいたします。
副市長	退席
加納会長	審議に入る前に、本会議については、多治見市情報公開条例第23条の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人はみえますか。みえましたら入室をお願いします。
事務局	傍聴希望はありません。
加納会長	本日の議事録署名者に、平岡千昭委員及び稲井栄子委員を指名します。よろしくお願いいたします。
	それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第1号 平成29年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算(案)」について、事務局から説明をお願いします。
土本次長	(配付資料の確認) 平成29年度の国民健康保険事業特別会計の決算案につきまして、議案1ページと資料の1ページに基づき説明いたします。 平成30年4月1日現在の国保加入者数は、24,196人で、前年対比1,208人、4.76%の減でございます。同日の本市の人口が111,292人ですので、国保加入者の割合は21.74%、(市民の5人に1人が国保という状況)世帯数は、14,817世帯で、前年対比492世帯、3.21%の減となっております。 次に、平成29年度多治見市国民健康保険事業特別会計の決算状況です。 予算現額13,855,069千円に対して、決算額は13,478,309,877円、歳出決算額は12,980,505,085円で、不用額は874,563,915円でございます。歳入歳出決算額の差額は497,804,792円で、これが決算剰余金となりまして、全額を平成30年度に繰り越します。

(以下、議案及び資料に基づき、各項目について、決算数値と比較を説明)

最後に、平成 29 年度決算の特徴でございますが、保険給付費総額は前年度よりわずか 0.9%減少しているものの、国保加入者が減少しており、被保険者一人あたりの給付費は依然として増加傾向にあります。退職被保険者は、平成 26 年度をもって制度が廃止されたことにより、年々大幅に減少し、平成 32 年度には退職被保険者はなくなります。

単年度収支は平成 27 年度までマイナス、赤字決算となっておりますが、平成 28 年度は黒字、平成 29 年度も 197,000 千円ほどの黒字となりました。決算剰余金の額も年々減少してきましたが、平成 28 年度に引き続き増加となったところです。平成 28 年度決算では、一部を繰越金とし、今後の安定的な保険料の賦課を維持できるように、残りを財政調整基金への積み立てを行ったところですが、平成 29 年度については、全額繰り越し、保険料負担の抑制に活用いたします。

財政調整基金の残高は、平成 29 年度末で 931,300 千円となっております。説明は、以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

加納会長
佐藤委員

ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

国保加入者が年々減少していますが、減少の理由は何ですか。

土本次長

人口が減少していること、75 歳以上は後期高齢者医療保険に加入すること、一昨年度より社会保険への加入条件の緩和により社会保険に移行している。以上 3 つの理由によります。

加納会長
山口委員

他に質問はありませんか。

平成 29 年度の国民健康保険特別会計の決算の特徴は何ですか。

土本次長

先ほども申し上げましたとおり、保険給付の総額はわずかに減少しておりますが、被保険者数は減少しておりますので、一人当たりの医療費が増加していることと、議案の 2 ページにありますように、国から交付される療養給付費等負担金が 1 億 9 千万円ほどで昨年度を大きく上回っておりますが、使った給付費には大きな差がないことから、今年度においては多額の返還の必要が生じます。

加納会長

他に質問はありませんか。

ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員
加納会長

異議なし。

ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。

次に、議第 2 号「平成 30 年度多治見市国民健康保険料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。

土本次長

平成 30 年度保険料率（案）について説明します。議案の 3 ページをご覧ください。保険料賦課方式を従来の 4 方式から 3 方式に変更しますので、資産割は廃止となります。

	所得割	資産割	均等割	平等割
医 療 給 付 分	6.12%	0%	22,300 円	18,200 円
後 期 高 齢 支 援 金 分	2.20%	0%	7,100 円	6,500 円
介 護 納 付 金 分	1.95%	0%	8,500 円	5,100 円
全 体	10.27%	0%	37,900 円	29,800 円

料率の算定方法については、資料 8 ページをお願いします。

今年度から県が主体となり国保の財政運営を担うこととなりました。保険料率の算定にあたっては、平成 30 年 1 月に各市町村の納付金額及び納付金を納めるために必要な保険料の標準保険料率が示されました。これまで、各自治体が保険者として医療費を推計し、必要な保険料を算定してきましたが、今後は県が示した標準保険料率を参考にし、各自治体で保険料率を決定することになります。

（資料に従い賦課額算出を説明）

一人当たりの額が平成 30 年度は 130,333 円で、前年度との比較で 14,907 円、10.26%の減、一世帯当たりの額が 206,113 円で、20,055 円、8.87%の減となります。

国保の制度改正に伴い保険料が大幅に増加することが予想されておりましたが、制度移行にあたって、納付金算定時の激変緩和措置、国の財政支援の拡大により、納付金が抑えられたこと、前年度の決算剰余金を全額繰り越し、保険料の抑制を図ったことにより、今回提案する保険料率となりました。

平成 29 年度の現年度収納率では、前年度より 0.06 ポイント上昇し 97.61%となりました。昨年度の収納率 97.55%は県下 21 市中 2 位で、10 万人規模の市としては、全国でもトップレベルとなっています。平成 29 年度の他市町村のデータがまだ整っていませんので、県内の順位はわかりませんが、依然高い収納率を維持しており、これまでの最高を確保した昨年度よりさらに高い収納率となっております。これは、被保険者の方々のご理解、ご協力の成果であると思っております。

最後に、資料 15 ページをご覧ください。年代階層別医療費の状況でございます。特に 60 歳以上から医療費が大きくなり、65 歳からは更に大きく伸びています。国保制度・財政の持続的な運営を図るには、60 歳以上の医療費の伸びをいかに抑えるかが重要なポイントになるものと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議お願いいたします。

加納会長
山口委員

ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。

平成 30 年度から国保の財政運営が県に移管され、保険料がいくらになるかが気になっていました。激変緩和措置や国からの補助金など、今後そういったものが無くなっていくとしたら、この先の保険料の見通しはどうなりますか。

土本 次長	各市町が県に納める納付金は、激変緩和が6年間は措置されますので、来年度急に上がるということはないと思います。納付金の算定に使われる医療費は自然増プラス0.5%で計算されており医療費の伸びが多めに見られています。今後は県全体の医療費水準の統一などの課題をクリアしてより実態に近いものになっていくのではないかと考えています。国の支援金も来年度は交付されると考えているので、当面激変緩和措置と併せて、今年を底値としているのではないかと考えられます。
山口 委員	今年度は保険料が下がるということで嬉しい限りですが、被保険者の方にはこのような料率になったという報告、説明はどのような形でなされるのですか。
土本 次長	7月の保険料の本算定通知の際に説明書を同封します。行政手続的には保険料の告示を7月1日に行います。
夏目 委員	15ページの年代階層別医療費の状況を見ると65歳から69歳で倍以上になっている。今後10年後にはどのような状況になっていくのか、予想しにくいだろうけれど、このまま増大していくのか。70歳以上に関しては団塊の世代でもあり、もとも人数も多いと思いますが、いかがでしょうか。
土本 次長	若いうちは医療費が少ないが、高齢になるにつれて医療費は増大していく。そのためにも若いうちから特定健診を受けるなどして、早期発見早期治療に努め、保険料にも影響するために医療費の適正化と医療費の抑制の対策をしていかななくてはなりません。
加納 会長	平成30年度から国保の制度が大幅に変わっています。今までは市町村などの自治体単位で運営していたものが、県単位での財政運営に変わりました。保険料に関しては激変緩和措置が施され、国からの支援金なども投入されて調整されています。国がこのような財政的な援助をどこまで続けていくのか先を心配する部分もありますが、多治見市では昨年度まであった保険料の資産割を無くして新しい賦課方式を採用し、更に懸念されていた保険料の引き下げも実現しました。今後も保険料を下げるためにも私たち自身が気をつけて健康を保たなければならない。そういった観点から、TGKで活躍されている稲井委員に伺いますが、TGKには何人ほどのような年代の方がおられてどのような活動や効果をもたらしているのでしょうか。
稲井 委員	TGK（多治見元気高齢者）には現在60名が加入しています。平均年齢は70歳を超えており、最高齢は83歳です。男性は4名です。毎週ダンスを披露し、機会は、バスケットやサッカーの大会やTV放映などがあり、実際の測定値からも筋力・瞬発力などが向上し、中には20歳代の数値を出した方もあり、健康のために楽しんで頑張っています。
加納 委員	昨年度の議会でも資産割を無くす提案に対していろいろ議論してきたが、この資産割を含む所得割の「応能割」と一人当たりいくら・一世帯当たりいくらという「応益割」などの言葉が難しいです。一般市民の方に対していろいろな案内がきているが、なかなか理解できない。ところで、国保には財政調整基金という貯金もありますが、いくらありますか。
土本 次長	基金は現在9億3千万円ほどを保有しています。今年度はこれを取り崩さないで保険料を下げることができました。

佐藤委員	賦課額の算出で、資料の 8 ページの 2,171,576 千円は、決算額でいうとどこに当 たるのか。また保険料の賦課算出方法が変わるのはなぜですか。
土本次長	平成 29 年度の決算額でいうと議案 1 ページの歳入科目 1「国民健康保険料」の 2,578,451 千円の部分です。また、歳出科目 2「保険給付費」に関しては、今年度 も 80 億円程を見込んでいますが、この給付額に相当する部分は全額県が交付金と してくれるので、市で医療費推計をして保険料を決める必要がなくなりました。
加納会長	国保の財政調整基金の 9 億円に関して、一部の議員から取り崩して保険料を安く せよという者もいるが、半分の 5 億円は災害時や感染症の流布のために取っておき たい。いわばリスク対策としてですが、半分までは今後の動向を見ながら保険料を 抑えるために取り崩すことも考えるということだが、どうしても議会の議論の的と なります。
夏目委員	私が加入する岐阜県医師国民健康保険組合も年々国の補助金が減らされて、保険 料は毎年上がっています。加入者 2～3 人が何千万円という費用のかかる心臓手術 をしたら財源が底をつきてしまいそうです。
加納会長	その他にご意見ご質問等はございませんか。 ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ござ いませんか。
委 員	(異議なし)
加納会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 議題については了承し、これで終わります。次に報告事項として事務局より説明し てください。
土本次長	特定健診の実施状況について報告させていただきます。(資料 17 ページ) 平成 29 年度の実診率は速報値でございますが、43%となっております。昨年度 の 42.1%から 0.9%の増加となりましたが、県下 21 市では 8 番目となります。 年代別の実診状況では、40 歳台から年齢が高くなるにつれ、実診率が徐々に高く なっており、65 歳以降では、約半数の方が実診されている状況でございます。 男女別の実診率は、男性 38.6%、女性 46.9%でございます。本年度も、岐阜県 国民健康保険団体連合会に委託するコールセンターの活用や、保健センターと連携 し、地区担当の保健師による実診勧奨を行うなど、啓発活動を強化してまいりたい と考えています。また、平成 28 年度から医師会の協力をいただき「特定健診情報 提供事業」では、184 人の方から情報提供いただきました。本年度も情報収集に努 め、今後の保健事業に反映してまいります。 平成 30 年度は、昨年度策定いたしましたデータヘルス計画の実施初年度となり ます。その中で掲げております第 3 期特定健診等実施計画では平成 30 年度の目標 を 45%としております。国が示す目標の 60%とは、未だ大きな開きがございます が、今後も引き続き啓発に努め、実診者及び実診率の向上を目指してまいります。
加納会長	報告事項について、ご質問はありませんか。

夏目委員	当院を訪れる患者さんは80歳以上の独居の女性が多い。足腰が弱く自宅で閉じこもってしまい話し相手がいない。動けない人は食事も簡単なものになってしまって、女性だと背中が曲がってくる方が増える一方です。
加納会長	私たちが行っている市民対話集会でもゴミ出しができない高齢者のことが話題になっていました。そういった市民の方々の課題も健康保持にかかわり考えていかななくてはならないことです。
土本次長	いかに医療費を適正に抑えるか、特定健診を受けて予防し、早期に治療をして重症化しないこと、後発医薬品を利用するための啓発に努めることなど、今後も皆さんの地域でも是非啓発に取り組んでいただきたいと思います。
加納会長	他に質問はありませんか。 以上で、提案された議事及び報告等は全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。 これをもちまして、本協議会を閉会します。

15時10分閉会

平成30年 6月 25日